

## 平成 30 年度保土ヶ谷公園及び相模原公園軽飲食店等出店者募集に係る条件等

### 1 申請資格

軽飲食店・物販（以下「軽飲食等」という。）出店者の申請資格は、下記の条件を全て満たす法人又は個人とします。

(1) 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更正手続開始の申立てを含む。（以下「更正手続開始の申立て」という。）をした者又は更正手続開始申立てをされた者

ただし、同法第 41 条第 1 項の手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）があった場合にあっては、更正手続開始の申立てをしなかった者又は更正手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

ウ 民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てした者又は申立てをなされた者

ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その旨を証する書類を提出することにより、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てされた者とみなす。

エ 地方税（個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。）、国税を滞納している者

オ 最終事業年度における確定した決算に基づく貸借対照表の繰越損失が資本等の額（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額から繰越利益剰余金及び中小企業においては役員借入金を除いた額とする。）を上回っている者

カ 最終事業年度以前 3 事業年度のすべての事業年度において資本等の 20% を超える額の欠損を生じている者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

ク 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある者

ケ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含む者

コ 過去に物販・軽飲食店の営業実績がないこと。但し、店舗責任者となる者及び代表者個人の実績は、営業実績として認められます。

サ 食品衛生法の許可を得て飲食営業を行い、過去 5 年間（平成 25 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで）において、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

## 2 軽飲食店等の設置運営形態

- (1) 出店者は、当該公園の指定管理者である公益財団法人神奈川県公園協会（以下「公園協会」という。）と契約を締結し、軽飲食店等を運営します。
- (2) 契約期間は、平成 30 年 2 月から平成 31 年 3 月 31 日までとしますが、適正審査を受けていただき、その結果、問題が無ければ契約を平成 32 年 3 月 31 日まで更新します。
- (3) 軽飲食店等は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける軽飲食店その他これらに類するものを除きます。

## 3 出店及び営業に係る費用負担

次の経費は出店者の負担とします。

### (1) 光熱水費

出店及び営業に係る光熱水費はすべて、出店者の負担とします。

### (2) 売店等の店舗改装費

ア 電気・上下水道・ガス等の工事を含む店舗改装に係る費用

イ 出店者の企画提案内容の実施に必要な店舗改装等(備品調達も含む)に係る費用

### (3) 店舗及びこれに付属する施設の運営費、小破修繕等にかかる維持管理費

### (4) 神奈川県へ支払う公園土地建物使用料の 50%

### (5) 契約終了時（契約更新しない場合も含む）又は解除時の店舗原状復旧費用

### (6) 公園協会へ支払う営業料

## 4 軽飲食店等の営業条件等

### (1) 営業日及び定休日

ア 土曜日、日曜日、祝日の営業を行って下さい。

イ 年間 30 日以上、平日の営業を行って下さい。

ウ 定休日は、土曜日、日曜日及び祝日（振替休日も含む。）以外の日として下さい。

エ 営業日が雨天等の悪天候の場合は、当該公園の園長の判断により、休業できるものとします。

### (2) 営業時間

最大朝 5 時から夜 22 時までとします。

### (3) 契約に伴う営業料率

ア 最低営業料率 3%を下回る提案は、失格となります。

イ 契約後大幅な物価変動等があった場合には、営業料率等の変更協議に応じます。

### (4) 販売品目及び販売価格

ア 地産物や地域性を活かす等、話題性に富んだ目玉商品を含む販売品目を提案して下さい。

イ 利用しやすい価格を設定して下さい。

ウ 花火、成人向け雑誌等は、販売できません。

## 5 売上報告及び会計記録

### (1) 毎月の売上報告の提出

売上報告は、翌月 7 日までに書面にて当該公園管理事務所へ提出して下さい。

その報告をもとに営業料及び光熱水費の請求を月ごとにさせていただきます。

### (2) 出店者の決算期毎の財務諸表の提出を公園協会は求めることができることとし、その際には、速やかに提出をお願いします。

### (3) 会計記録について、当該店舗営業業務に関するすべての会計帳簿、会計書類その他の証憑（以下、「会計記録」という。）を出店者の経営する他の事業の会計記録と区分して整理し、これを保存して下さい。

場合により公園協会が会計記録の開示を求めることがあります。

### (4) 定期的に公園協会と出店者にて連絡会を開催し、お互いに状況報告、情報共有等の話し合いの場を持つものとします。

## 6 施設設備等について

### (1) 店舗内の空調機等すべての設備の維持管理、保守メンテナンスについては、出店者が適切に行い、費用を負担していただきます。

ただし、保土ヶ谷公園硬式野球場内は、この限りではありません。

### (2) 店舗を改装等しようとする場合は、公園協会と事前協議し、了承を得て下さい。

また、公園内での店舗営業に係わる県の許可事項の変更をしなければならない場合があります。

### (3) 公園施設を破損又は損傷した場合は、その損害を賠償していただきます。

## 7 その他の条件

### (1) 壁面・屋外広告等について、当該公園にふさわしいデザイン、色合いとなるよう工夫を凝らして下さい。

### (2) 店舗の営業等に必要な各種法令に基づく許認可、届出等は、すべて出店者の負担により取得して下さい。

ただし、公園内での店舗営業に係わる県の公園施設管理及び設置許可申請は、出店者の企画提案をもとに公園協会が行います。

### (3) 出店者に選定され、営業を開始後企画提案書において提示された主たる販売品目の種類及び価格を改定しようとする場合は、公園協会と事前協議し、了承を得て下さい。

場合により公園内での店舗営業に係わる県の公園施設管理及び設置許可事項の変更をしなければならないことがあります。

### (4) 従業員の接客教育を実施し、常に良好なサービスの提供に努めて下さい。

### (5) 廃棄物の処理（保管・搬出・処分等）は、公園協会と事前協議し了承を得て、出店者の責任において適正に行ってください。

### (6) 園内でのイベント開催時に、模擬店やケータリングカーの飲食物を販売する場合

があります。公園協会は、その際の営業補償はしません。

- (7) 電気、水道施設等の公園施設の不具合により出店者に損失が生じても、公園協会はその損失補償はしません。
- (8) 年1回以上、停電を伴う電気設備の法定点検等や給水設備の点検等を行います。公園協会は点検等に伴う休業補償等はしません。
- (9) 出店者選定後、契約締結までの間において、公園協会が求める条件等を満たせなかった場合は、決定を取り消すことがあります。その場合の決定取り消しによる損失が生じても、公園協会はその損失補償はしません。
- (10) 軽飲食店等の専用駐車場は、ありません。
- (11) 契約満了又は解約において、公園協会の指定する期日までに設置物等を撤去し、店舗を原状復旧して返還して下さい。公園協会が原状復旧の必要がないと認めるときは、この限りではありません。
- (12) 商品資材等の搬入については、公園協会が指定する園内ルートにより搬入し、公園利用者の安全に配慮して下さい。
- (13) 食品衛生法その他関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底して下さい。
- (14) 出店者選定後、営業する権利を他人に譲渡又は再委託は認めません。出店者が直接営業するものとします。ただし、再委託が本業務の一部である場合は、公園協会と事前協議し了承を得て、出店者の責任において適切な委託として下さい。
- (15) 店舗に係わる広報活動については、公園協会と事前協議し了承を得て下さい。
- (16) 当該公園の案内対応（施設案内、利用案内）、緑化推進、イベントへの協力等、公園全体の魅力アップに向けて積極的に努めるものとします。
- (17) 店舗周辺の落ち葉・ゴミ清掃や草取り等、清潔な環境づくりに積極的に努めるものとします。
- (18) 発災時においては、公園協会と連携の上、被災者等の受け入れを積極的に実施することとします。その際に発生した費用については、公園協会と協議し、一部費用を負担していただく場合があります。

## 8 保土ヶ谷公園の条件等

### (1) 公園の概要等

- ア 所在地：横浜市保土ヶ谷区花見台・明神台・仏向町地内
- イ 面積：34.7ha
- ウ 公園種別：運動公園
- エ 駐車場（有料）：最大800台（普通車791台、大型車10台、身障者用7台）

### (2) 公園の実績

- ア 年間来園者数：約710,000人
- イ 年間駐車場利用台数：約130,000台

(3) その他

公園の主要施設等、その他概要等については、保土ヶ谷公園ホームページを参照して下さい。URL：<http://www.kanagawa-park.or.jp/hodogaya/index.html>

(4) 募集単位「保1」の条件等

ア 施設の概要

ギャラリーカフェ： 公園管理事務所横

硬式野球場内売店1： 硬式野球場内1塁側奥

イ 店舗規模

ギャラリーカフェ：厨房 18.63 m<sup>2</sup>、倉庫 7.70 m<sup>2</sup>、裏口 4.34 m<sup>2</sup>、客席 36.62 m<sup>2</sup>、オープンデッキ 85.21 m<sup>2</sup>、合計 約 152.5 m<sup>2</sup>

硬式野球場内売店1：販売スペース 21.61 m<sup>2</sup>

ウ ギャラリーカフェは、カフェとギャラリー「Gallery coen」を併設し、みどりに囲まれたオープンデッキで飲み物や軽食を提供して、スポーツや芸術鑑賞の後のくつろぎの空間を演出しています。

エ 硬式野球場は、春・夏・秋の高校野球大会をはじめ、小学生から社会人の軟式、硬式野球、ソフトボール等の各種大会を年間約110回程度開催しており、12月中旬から3月中旬まで施設はクローズとなります。

オ ギャラリーカフェの仕様

(ア) スポーツ観戦やレクリエーションの際の飲食サービスを充実するとともに、コミュニケーションの場を提供することを目的としています。

(イ) カフェ営業時には、併設するギャラリーの利用案内を行うとともに、適切な観覧が行われるよう見回りをすることとします。

(ウ) 過去の実績として、夜21時まで営業し、アルコール類の提供も行い、大人のオープンスペースとしての場を提供していました。

(エ) 現在自動販売機が店舗横に設置されていますが、この自動販売機の運営はできません。公園にて運営しています。

カ 硬式野球場内売店1の仕様

(ア) アルコール類の販売は可能ですが、ヨコハマスタジアム等で行われている観客席にて売り子による販売方法は禁止とします。

(イ) 店舗内での調理は可能ですが、ガス等炎の出る器具の使用はできませんので、電気調理器具のみの利用となります。また現在単相200Vの店舗への引込はありません。

(ウ) 商品の販売価格について、ビン缶ペットボトルの清涼飲料及び同一の飲食物等について、場合により他店舗との価格調整及び統一を図らせていただくことがあります。

キ 過去の売上実績等

(ア) 平成24年度～平成28年度までの5年間平均売上は、約21,605千円です。

(ギャラリーカフェ及び硬式野球場内売店1の2店舗の合計)

(イ) 平成29年度に神奈川県へ支払った年間公園土地建物使用料

・ギャラリーカフェ 290,762円

・硬式野球場内売店1 24,818円

(ウ) 当時のギャラリーカフェの販売メニューは次のとおりです。

・飲料＝清涼飲料、アルコール類

・軽食＝パスタ、ランチプレート、その他

(エ) 当時の硬式野球場内売店1の販売メニューは次のとおりです。

・飲料＝清涼飲料、生ビール

・軽食＝揚げ物、焼きそば、その他

## 9 相模原公園の条件等

### (1) 公園の概要等

ア 所在地：相模原市南区下溝 3277 及び麻溝台 1889

イ 面積：23.8ha

ウ 公園種別：総合公園

エ 駐車場（有料）：普通車 282 台（内身障者用 8 台）、大型車 5 台

### (2) 公園の実績

ア 年間来園者数：約 720,000 人

イ 年間駐車場利用台数：約 90,000 台

### (3) その他

公園の主要施設等、その他概要等については、相模原公園ホームページを参照して下さい。URL：<http://www.sagamihara.kanagawa-park.or.jp/>

### (4) 募集単位「相1」の条件等

#### ア 施設の概要

(ア) 公園管理事務所前軽飲食売店：園内南側、駐車場園内出入口そば

(イ) 店舗規模

調理室 13.22 m<sup>2</sup>、倉庫室 11.25 m<sup>2</sup>、客席 60.45 m<sup>2</sup>

#### イ 公園管理事務所前軽飲食売店の仕様

(ア) 売店の屋外販売スペースとして、店舗周辺広場の一部を活用することができます。

ただし、要協議となり、また神奈川県のパーク施設管理及び設置許可が必要となります。

ウ 現在自動販売機が店舗横に設置されていますが、この自動販売機の運営はできません。公園にて運営しています。

#### エ 過去の売上実績等

(ア) 平成24年度～平成28年度までの5年間の年間平均売上は、約24,873千円です。

(イ) 平成 29 年度に神奈川県へ支払った年間公園土地建物使用料

・ 104,705 円

(ウ) 当時の公園管理事務所軽飲食店の販売メニューは次のとおりです。

- ・ 飲料＝清涼飲料、アルコール類
- ・ 軽食＝ラーメン、もつ煮定食、その他

(5) 募集単位「相 2」の条件等

ア 施設の概要

(ア) グリーンハウス内カフェ：サカタのタネグリーンハウス内ホール右側

(イ) 店舗規模

厨房室 10.81 ㎡ (客席については、施設の共有利用スペースと位置付けていますので、店舗外とします。)

(ウ) サカタのタネグリーンハウスは、有料施設であり熱帯温室エリアへの入場は、入場料が必要になります。正面入口から入館し、1 階のホール及びシアター、休憩スペース、2 階の展示スペースは、無料区域となります。

イ サカタのタネグリーンハウス内オレンジカフェの仕様

(ア) カフェの客席部分は、休憩スペースとして開放しているので、カフェのお客様以外の方の利用も認めています。

(イ) カフェ営業時には、グリーンハウスの利用案内を行うとともに、適切な観覧が行われるよう見回りをすることとします。

ウ 過去の売上実績等

(ア) 平成 24 年度～平成 28 年度までの 5 年間の年間平均売上は、約 4,699 千円です。

(イ) 平成 29 年度に神奈川県へ支払った年間公園土地建物使用料

・ 118,672 円

(イ) 当時のサカタのタネグリーンハウス内オレンジカフェの販売メニューは次のとおりです。

- ・ 飲料＝コーヒー、紅茶、ハーブティー、ジュース
- ・ 軽食＝焼菓子、菓子パン等